

丹波篠山市公契約条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和7年5月23日に下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律が公布され、令和8年1月1日から施行されます。この改正に伴い関連する丹波篠山市公契約条例（平成30年12月篠山市条例第38号）について、所要の規定整理を行うものです。

2 改正の概要

丹波篠山市公契約条例第22条中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改めます。

3 施行期日

令和8年1月1日

丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

1 改正の趣旨

現在、文化庁の「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業（以下、「文化観光推進事業」という。）」の指定を受けて改修している丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の業務内容に、文化観光推進事業の趣旨に基づく業務を追加します。

併せて、施設の入園料徴収のあり方について整理し、伝習会館入館料（利用料）の見直しを行います。

2 改正の概要

(1) 現行条例で規定する主な業務（陶芸技術習得のための研修その他催し等のための陶の郷の利用、農林産物や商工業製品の紹介及び展示直売、陶磁器の各種資料等の伝習及び保存展示）に、今回の改修の主な趣旨である「丹波焼の文化的価値、歴史等を来訪者に示し、理解を深めること」、「来訪者及び地域関係者の交流を促進すること」を加えます。

(2) 施設の入り口における入園料徴収を廃止し、主たる展示施設である地域民芸品等保存伝習施設（伝習会館）の入館料（利用料）上限を、大人「800円」、小学生、中学生「200円」とし、大人の団体料金については料金の8割とします。

また、施設改修に伴い、伝習会館研修室及び観光物産センタースペースが利用不可になるため、現在設定している利用料金の表を削除します。

3 施行期日

令和8年4月1日

丹波篠山市下水道条例及び丹波篠山市下水道事業新規加入金徴収
条例の一部を改正する等の条例について

1 改正の趣旨

令和 2 年 5 月 7 日付、河内台自治会より個別合併処理浄化槽区域から下水道処理区域への編入・統合要望を受け、当該下水処理場の処理能力に余裕があること、及び河内台区域の宅地造成工事に伴い整備した合併処理浄化槽処理水の放流管である市道西紀丹南線の西谷から上新田に至る丹波篠山市下排水管の下水道代替が可能であることから、合併処理浄化槽処理水の放流管を使用している口阪本や西谷の一部区域、及び企業等を含んだ編入・統合への合意形成を図り、下記計画スケジュールにより進めてきました。

今回、令和 7 年 12 月上旬に編入・統合工事が完了予定となり、下水道への切替工事が可能となったことから、特定環境保全公共下水道事業西紀中央処理区域に河内台区域等を編入することに伴い、関連する丹波篠山市下水道条例（平成 11 年篠山市条例第 189 号）、及び丹波篠山市下水道事業新規加入金徴収条例（平成 11 年篠山市条例第 191 号）について改正を行うとともに、丹波篠山市下排水管設置及び管理に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 192 号）について廃止を行うものです。

| 計画スケジュール | |
|----------|------------------------|
| 令和 3 年度 | 生活排水処理計画及び下水道事業全体計画の変更 |
| 令和 4 年度 | 都市計画法に基づく事業計画変更 |
| 令和 5 年度 | 新規区域編入・統合工事に係る実施設計作成 |
| 令和 6 年度 | 新規区域編入・統合工事着手 |
| 令和 7 年度 | 新規区域編入・統合工事完了（12月上旬予定） |

2 改正等の概要

(1) 第 1 条 丹波篠山市下水道条例の一部改正

特定環境保全公共下水道事業西紀中央浄化センターの処理対象区域に口阪本及び西谷の一部区域と河内台区域を加えます。

(2) 第 2 条 丹波篠山市下水道事業新規加入金徴収条例の一部改正

新規加入金の額に関する特例として、令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの 1 年間は、特定環境保全公共下水道事業西紀中央処理区

の内、新たに追加する区域の新規加入金については「409,000円」を「140,000円」とします。なお、この暫定措置期間については、下水道切替工事に一定の期間を要することから地元と下水道排水設備指定工事店との調整結果を踏まえ、市と地元との協議により猶予期間として設定したものです。

また、新規加入金については建設費の5パーセントを処理区域内の総単位数で除した金額としていますが、新規区域を編入する場合は処理場建設費の5パーセントを処理区域内の総単位数で除した金額と新設管路建設費の5パーセントを新規追加単位数で除した金額を足した金額としています。過去には住吉台区域を丹南処理区に編入する時にこの算定方法を適用しています。今回は、新規区域を編入する場合の算定方法を適用するため処理場建設費の5パーセントを総単位数で除した金額118,000円と新設管路建設費の5パーセントを新規追加単位数で除した金額22,000円を足した金額「140,000円」を新たに追加する区域の新規加入金とします。

| 新規加入金の算定方法 | |
|------------|---|
| ①通常の場合 | 処理場・管路建設費×5パーセント／総単位数 |
| ②新規区域追加の場合 | 処理場建設費×5パーセント／総単位数＋新設管路建設費×5パーセント／新規追加単位数 |

(3) 第3条 丹波篠山市下排水管設置及び管理に関する条例の廃止

合併処理浄化槽処理水の放流管である丹波篠山市下排水管を下水道管に用途変更することにより、条例の対象となる施設が廃止となることから、本条例を廃止します。

3 施行期日

令和8年1月1日

丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和 7 年 2 月 26 日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて、総務省消防庁で開催された「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において、林野火災の大半が人為的要因に起因することを踏まえ、たき火等の適正な管理、火災リスクの高い気象状況下における警報体制の強化を通じた予防対策の実効性の向上を図ることが提言されました。現行の消防法第 22 条(注)に基づく火災警報は、市内全域に火の使用制限などを伴うため、市町村長が発令を躊躇する可能性があることから、林野火災の予防に資する新たな制度として、罰則を伴わず、住民等の努力義務を基本とした注意喚起を行う「林野火災注意報」や火の使用制限の対象地域を林野火災の発生危険に応じて限定した「林野火災警報」を創設し、火災予防条例上に位置づけることとなりました。

これらを踏まえ、火災予防条例(例)(昭和 36 年 1 月 22 日付け自消甲予発第 73 号)の一部改正が令和 7 年 8 月 29 日に通知され令和 8 年 1 月 1 日から施行されることから、丹波篠山市火災予防条例についても、所要の改正をするものです。

2 改正の概要

(1) 林野火災に関する注意報(第 29 条の 8 関係)

ア 市長は、林野火災を予防する上で注意を要する気象状況であるときは、林野火災に関する注意報を発することができることを定めます。

イ 注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市内にある者は、条例の火の使用制限に関する事項に従うよう努めなければならないことを定めます。

ウ 努力義務の対象となる区域を市長が指定することができることを定めます。

(2) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限(第 29 条の 9 関係)

市長は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発したときは、火の使用制限の対象となる区域を指定することができることを定めます。

なお、丹波篠山市火災予防条例の改正に伴い発令期間及び発令区域などについては丹波篠山市火災予防規則で定めます。

(3) その他（第29条及び第45条関係）

ア 一般的な住宅等で使用される火を取り扱う設備や器具の変化等を踏まえ、火災に関する警報の発令中に屋内において裸火を使用するときの制限事項（窓や出入口等を閉じて使用すること。）を削除します。

イ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明記するとともに、消防長は当該行為等について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることを定めます。

3 施行期日

令和8年1月1日

注

○消防法（抜粋）

気象状況の通報及び警報の発令

第22条 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

3 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

4 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

学校薬剤師は、学校園における環境衛生の維持や園児児童生徒の健康を守るための業務を行っており、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づき、各学校、幼稚園、認定こども園に設置しています。

学校薬剤師の業務は、健康診断業務を行う学校医、学校歯科医とは異なり、園児児童生徒数にかかわらず一定であることから、基礎額に人数割を合算する従来の報酬の算定方法を見直し、定額に改めます。

なお、幼稚園は小学校に隣接しており、一体的に業務を行えること、また、認定こども園の施設の規模等を勘案して、学校、幼稚園、認定こども園ごとに報酬額を定めるものとします。

については、丹波篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正します。

2 改正の概要

別表中、学校薬剤師の報酬の額を基礎額と人数割の合算から、学校、幼稚園、認定こども園ごとにそれぞれ定める額に改めます。

報酬の年額

【現行】

| | |
|---------------|---------|
| 基礎額 | 31,000円 |
| 園児、児童、生徒1人につき | 300円 |



【改正後】

| | |
|-------------|---------|
| 学校1校につき | 74,000円 |
| 幼稚園1園につき | 37,000円 |
| 認定こども園1園につき | 64,000円 |

3 施行期日

令和8年4月1日

丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する
条例について

1 改正の趣旨

平成19年4月1日から施行された学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）により、特別支援学校制度が創設され、全ての子ども一人一人の教育的ニーズに応じて適切な支援を行うこととされました。

この改正に伴い、全国の多くの養護学校が「特別支援学校」又は「支援学校」へ校名の変更をされたところですが、篠山養護学校においては、創立当時の関係者、卒業生、保護者、歴代校長等の同校名への愛着等を踏まえ、変更せず今日に至っています。

しかしながら、令和6年度に創立50周年を迎え、新たなスタートを切るに当たり、特別支援教育に対する時代の変化及び地域社会のニーズに対応し、学校種の明確化と教育内容の進化を示すため、学校名変更への機運が高まりました。同校による在校生、保護者、卒業生、歴代校長等関係者への意見集約を経て、この度、同校学校運営協議会にて、親しみやすく柔らかなイメージが伝わるようひらがな表記を用いた「ささやま支援学校」へ学校名を変更する要望が取りまとめられました。

については、丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部改正を行います。

2 改正の概要

別表中「丹波篠山市立篠山養護学校」を「丹波篠山市立ささやま支援学校」に改めます。

3 施行期日

令和8年4月1日

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1 制定の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）の一部改正により、0歳6か月から3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園給付制度として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設され、令和8年度から全国の自治体で本格実施となります。

この事業を実施するため、法第34条の16第1項の規定に基づき、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に準ずる形で、新たに制定しようとするものです。

2 制定の概要

市町村の認可事業として位置付けられた乳児等通園支援事業について、適正な事業運営及び支援の提供等を確保するため、設備及び運営の基準に関し必要な事項を規定します。国の示す基準をもって市の基準とします。

主な規定内容

- （1）人権配慮や外部評価の実施等の一般原則（第5条）
- （2）非常災害対策及び安全計画の策定に関する事項（第6条・第8条）
- （3）利用乳幼児を平等に取り扱う原則及び虐待等の防止に関する事項（第12条・第13条）
- （4）衛生管理等に関する事項（第14条）
- （5）設備及び職員配置の基準に関する事項（第21条・第22条・第25条）

3 施行期日

公布の日

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【制度の目的】

全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化するため、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設されました。

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 |
|----------------------------|--|----|----|----------------------------|----|----|-----|
| 就 労 要 件 あ り | 保育園、認定こども園等 ※公立保育園は3歳児まで | | | | | | 小学校 |
| 就 労 要 件 な し | 乳児等通園支援事業 ・保護者の就労要件を問わない ・0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象 ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位での柔軟な利用 ・保育園や幼稚園に限らず、認可外保育施設や子育て支援施設等で実施可 | | | 幼稚園 ※幼稚園終了後は、預かり保育事業を実施 | | | |
| | 一時預かり・ファミリーサポート事業・病児保育事業 ・子育て中の保護者が就労、家事、病気、リフレッシュなどで保育できないときに一時的に子どもを預かる事業 | | | | | | |
| | 子育てふれあいセンター等地域子育て支援拠点施設 ・子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供 | | | | | | |

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例について

1 改正の趣旨

令和7年9月10日に児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)が公布され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われました。また、令和7年9月16日に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第82号)が公布され、保育所等における健康診断については、0歳児から2歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討がなされ、保育所等におけるこどもの健康管理の円滑な実施に資するよう改正が行われました。

つきましては、この規定を定める丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年篠山市条例第21号)、丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年篠山市条例第22号)及び丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年篠山市条例第23号)について、児童福祉法の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の改正内容に沿って一部改正を行います。

2 改正の概要

(1) 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(第1条関係)

ア 保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等の創設

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を通報義務等の対象として追加された。

【参考】対象施設・事業(丹波篠山市関係分)

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業

(2) 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(第2条関係)

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (第3条関係)

ア 保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等の創設

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を通報義務等の対象として追加された。

【参考】対象施設・事業 (丹波篠山市関係分)

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業

イ 地域限定保育士の一般制度化

国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号) に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、特定の都道府県又は指定都市のみにおいてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 上に創設された。

【参考】

地域限定保育士は、国家戦略特別区域において実施される保育士試験に合格することで取得できる資格です。この資格を持つ保育士は、試験に合格した地域 (自治体) でのみ3年間働くことができますが、4年目以降は全国どこでも働けるようになります。

※地域限定保育士は、特定の地域でのみ働くことができる保育士資格で、保育士不足の解消を目的とした制度

ウ 保育所等におけるこどもの健康管理の円滑な実施 (第2条関係)

- ・母子保健法 (昭和40年法律第141号) に基づく、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされ、また、この場合において、保育所等の長等は、その乳幼児健診の結果を把握しなければならぬこととされた。

3 施行期日

公布の日

令和 6 年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1 提案の理由

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、議会の議決を経て行わなければならないことから、令和 6 年度の未処分利益剰余金にかかる処分の議決を求めるものです。

2 処分の理由及び内容

令和 6 年度の未処分利益剰余金 522,244,232 円は、令和 5 年度の未処分利益剰余金を、令和 6 年度に処分を行った際の残額 24,162 円に、令和 6 年度の純利益 307,932,872 円と、令和 6 年度の企業債償還に充てるため取り崩した減債積立金 189,999,521 円並びに建設改良工事の財源として取り崩した建設改良積立金 24,287,677 円を加算した額です。

処分については、このうち次年度以降の企業債償還に充てるため 282,911,034 円を減債積立金に積み立て、建設改良工事の財源とするため 25,046,000 円を建設改良積立金に積み立てます。

また、減債積立金並びに建設改良積立金の取崩額 214,287,198 円については、令和 6 年度の企業債償還と建設改良工事に使用したため、資本金に組み入れます。

○未処分利益剰余金の内訳

| | 未処分利益剰余金 |
|-------------------|----------------|
| 令和 5 年度末残高 | 640,964,162 円 |
| 令和 6 年度処分 | △640,940,000 円 |
| 令和 6 年度処分後残額 | 24,162 円 |
| 令和 6 年度純利益 | 307,932,872 円 |
| 令和 6 年度減債積立金取崩額 | 189,999,521 円 |
| 令和 6 年度建設改良積立金取崩額 | 24,287,677 円 |
| 令和 6 年度末残高 | 522,244,232 円 |

○減債積立金の積立

| | 減債積立金 |
|------------|--------------|
| 令和6年度末残高 | 273,000,000円 |
| 議会の議決による処分 | 282,911,034円 |
| 減債積立金への積立 | 282,911,034円 |
| 処分後残高 | 555,911,034円 |

○建設改良積立金の積立

| | 建設改良積立金 |
|-------------|--------------|
| 令和6年度末残高 | 266,254,303円 |
| 議会の議決による処分 | 25,046,000円 |
| 建設改良積立金への積立 | 25,046,000円 |
| 処分後残高 | 291,300,303円 |

○資本金の組入

| | 資本金 |
|------------|----------------|
| 令和6年度末残高 | 3,710,456,774円 |
| 議会の議決による処分 | 214,287,198円 |
| 資本金への組入 | 214,287,198円 |
| 処分後残高 | 3,924,743,972円 |

令和 6 年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1 提案の理由

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、議会の議決を経て行わなければならないことから、令和 6 年度の未処分利益剰余金に係る処分の議決を求めるものです。

2 処分の理由及び内容

令和 6 年度の未処分利益剰余金 230,872,476 円は、令和 5 年度から繰り越した未処分利益剰余金 131,529,133 円と、令和 6 年度の純利益 99,343,343 円を加算した額です。

処分については、このうち令和 6 年度の資本的収支不足額の補てんに使用した 131,529,133 円を資本金に組み入れ、残額 99,343,343 円を繰り越します。

○未処分利益剰余金の内訳

| | 未処分利益剰余金 |
|--------------|----------------|
| 令和 5 年度末残高 | 404,529,133 円 |
| 令和 6 年度処分 | △273,000,000 円 |
| 令和 6 年度処分後残額 | 131,529,133 円 |
| 令和 6 年度純利益 | 99,343,343 円 |
| 令和 6 年度末残高 | 230,872,476 円 |

○資本金の組入

| | 資本金 |
|------------|-----------------|
| 令和 6 年度末残高 | 6,464,804,585 円 |
| 議会の議決による処分 | 131,529,133 円 |
| 資本金への組入 | 131,529,133 円 |
| 処分後残高 | 6,596,333,718 円 |